

輸入割当てを申請する方

経済産業省農水産室

輸入割当品目の確認

- ・ 輸入する貨物が輸入割当品目に該当するか確認ください。
(輸入割当て対象一覧表は[こちら](#))
- ・ 所有権が移転しない無償の委託加工契約に基づく場合などは、特殊輸入割当品目となります。詳細は[こちら](#)をご覧ください。

輸入発表の確認

- ・ 輸入発表は品目ごとに毎年度公表しています。
- ・ 輸入発表では、各輸入割当方式での申請資格、申請受付期間、申請書類、割当基準などを記載しています。

輸入割当て・輸入承認の申請

- ・ 輸入発表に記載する申請受付期間中に農水産室に申請してください。
- ・ **輸入割当てと輸入承認は同時に申請することとなります。**
- ・ 申請方法は、電子申請（NACCS）または郵送申請です。

輸入承認証の交付

- ・ 申請資格、申請書類などの審査を経て、**輸入承認証を交付します。**
- ・ 輸入承認証の有効期間は交付から12ヶ月（先着順割当てを除く。）です。

輸入申告

- ・ 輸入承認証の有効期限内に、輸入申告と併せて輸入承認証を税関に提出します。

通 関

- ・ 輸入承認証の承認数量（金額）の管理を行うとともに、原産国、船積地域等の承認条件がありますので、通関に当たっては、十分に御注意ください。

輸入通関実績報告書の提出

- ・ 商社割当てA1、A2、先着順の輸入割当てを受けた方は、各月の輸入の有無にかかわらず、輸入割当てを受けた日の属する月の翌月から毎月10日（必着）までに輸入通関実績報告書を農水産室へ提出しなければいけません。
- ・ 需要者割当て、漁業者割当て、海外水産開発割当ての各報告書については、[こちら](#)を御確認ください。

その他不明点があれば、[水産物の輸入割当てのQ&A](#)を御参照ください。

税関

農水産室